

別表1（第3関係）

事業種目	都市農業生産基盤整備支援事業	
	農業用施設・機械等リース型	生産条件整備型
事業内容	<p>生産緑地地区又は特定生産緑地（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項又は第10条の2第1項の規定による区域。以下、「生産緑地地区等」という。）内の農地において営農される農業の維持・発展を図るため、市街地及びその周辺の地域において農業を営む都市農業者による規模拡大を伴う次の取組に対して支援する。</p> <p>1 都市農業者の経営強化に必要な農業用施設や機械等のリースによる導入</p> <p>2 簡易な生産条件整備</p>	
実施要件	<p>次の1から3までをすべて満たすこと。</p> <p>1 事業実施計画の内容について、事業を実施する農地が所在する市町村と調整が図られていること。</p> <p>2 事業実施主体が他の助成等により実施している又は既に完了している事業ではないこと。</p>	
	<p>3 事業実施前年度又は事業実施年度内に農業者が規模拡大した農地に、次に定める要件のいずれかを満たすこと。</p> <p>(1) 特定生産緑地に指定された農地を含むこと</p> <p>(2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「都市農地貸借法」という。）に基づく貸借権若しくは使用貸借による権利（以下「貸借権等」という。）が設定されている又はされることが確実に見込まれるものが含まれていること。</p>	<p>3 事業実施前年度又は事業実施年度内に事業主体が規模拡大した農地に、次に定める要件のいずれかを満たすこと。</p> <p>(1) 特定生産緑地に指定された農地を含むこと</p> <p>(2) 都市農地貸借法に基づく貸借権等が設定されている又はされることが確実に見込まれるものが含まれていること。</p> <p>ただし、貸借権等契約期間が事業完了年度の翌年度から起算して8箇年度以上残っていること。</p>
助成対象経費	<p>農業者が規模拡大に伴いリースにより導入する次の施設・機械等を整備するために要する経費</p> <p>1 農産物生産用施設・機械</p> <p>2 乾燥調製貯蔵用施設・機械</p> <p>3 農産物集出荷施設・機械</p> <p>4 農産物処理加工施設・機械</p> <p>5 その他事業実施に必要な不可欠な施設・機械等</p>	<p>簡易な生産条件整備に要する経費</p> <p>1 田畑の区画拡大（畦畔除去、均平作業、勾配修正等）</p> <p>2 農作業道、用排水路の整備</p> <p>3 その他事業実施に必要な不可欠な施設・機械等</p>
補助率	助成対象経費の3/10以内	
補助限度額	400千円	100千円
助成期間	単年度	
実施手続き等	別記1のとおり	別記2のとおり